

平成30年6月25日現在

機関番号：32685

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26760013

研究課題名(和文)被曝地の未来をどう拓くのか：マーシャル諸島米核実験被害 補償 をめぐる包括的研究

研究課題名(英文) Exploring a Vision for the Future of Local Communities Exposed to Radiation in the Marshall Islands

研究代表者

竹峰 誠一郎 (TAKEMINE, Seiichiro)

明星大学・人文学部・准教授

研究者番号：40523725

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：米国の核実験が1946年から58年にかけて67回実施された、中部太平洋のマーシャル諸島をフィールドに、被曝地の未来をどう拓いていくのかを探求し、核実験被害 補償 をめぐる包括的研究に取り組んだ。マーシャル諸島の核実験補償制度は、1986年米国政府に1億5000万ドルを拠出させ確立した。補償制度の運用は、「核被害補償法廷」が多くを担った。だが補償金が底をつき同法廷は現在機能不全に陥っている。核被害の永続性、その後も付加される被害、さらに不可視化される核被災があるなかで、「復興」や「再生」という言葉は、マーシャル諸島では聞かれない。「核の正義」という考え方をヒルダ・ハイネ大統領は打ち出している。

研究成果の概要(英文)：This research focused on the Marshall Islands, where the U.S. conducted nuclear tests 67 times between 1946 and 1958. Exploring a vision for the future of local communities exposed to radiation, this research surveyed 'compensation' for the nuclear damages. The U.S. provided to the Marshall Islands the sum of \$150 million. It was established an independent Nuclear Claims Tribunal to process claims of personal injury and property damage. This tribunal had played a significant role to exercise the compensation. However, this tribunal does not currently work due to lack of the fund. Over half a century has passed since the U.S. stopped nuclear testing on the islands though the damage continues unabated. In addition, a new fear, mixing climate change with the nuclear legacy, has emerged. On March 1, 2018, during the national holiday of nuclear victims and survivors' Remembrance Day, RMI president Hilda Hine expressed her determination to address the 'nuclear justice' for Marshallese.

研究分野：地域研究、社会学、平和研究

キーワード：マーシャル諸島 世界の核災害 核実験 補償 被曝地の未来 Nuclear Justice 被曝 ヒバクシャ

1. 研究開始当初の背景

太平洋諸島は、しばしば「楽園」とも称されるが、核開発の「中枢」と直接的に結びつけられ、核開発が集中した地域である。核保有国が太平洋の地を言わば好き勝手に利用してきた様から、太平洋は核保有国の「核の遊び場」(Nuclear Playground)とも呼ばれた [Firth, Stewart 1987]

そうしたなか、1970年代から80年代にかけて、太平洋諸島では反核運動が活発に展開され、Stewart Firth やロニー・アレキサンダーあるいは前田哲男らの手で、調査研究という点でも「太平洋と核」は一定の光があてられてきた [Firth 1987; アレキサンダー 1992; 前田 1991]

しかし今、「太平洋と核」への関心は、1985年の「南太平洋非核地帯条約」の締結を境に、潮が引いていった。1996年に仏領ポリネシアのモルロア環礁で、フランスが核実験を実施し、太平洋の核問題に再び注目が集まったが、その後の被曝問題にはほとんど注目が向けられず、関心は一過性に終わった。「核と太平洋」は、過ぎ去った問題と捉える向きがある。

だが、米国の核実験が1946年から58年にかけて67回実施されてきた中部太平洋のマーシャル諸島では、核実験で土地が奪われ、被害は健康だけでなく、文化や暮らしさらに心にもおよび、核被害に終わりはなく、補償を求める声が止むことはない。

以上の現状を踏まえ、研究代表者の竹峰は、核被害を訴える人びとの声に耳を傾け、核実験終了後も視るべき核問題、すなわち継続する被曝の問題に光をあててきた。

過去をほりさげ、マーシャル諸島の核被害をめぐる地域実態を探求してきたこれまでの研究を土台に、本研究は、被曝地の未来に目を向けていく。

研究代表者の竹峰は「グローバルヒバクシャ」という核問題をとらえる新たな概念装置を打ち出し研究をしてきた。グローバルヒバクシャは、それぞれの地域で派生する核被害を小さな問題として埋もれさせずに、「意識のグローバル化」を図り、地球規模の大きな問題ととらえていこうとするものである。

核被害は、マーシャル諸島の地域に固有の問題ではなく、地球規模の広がりを見せる。また放射能汚染の問題は、福島第一原発事故の「その後」とも重なる部分がある。よって本研究は、マーシャル諸島を中心に実施するが、「グローバルヒバクシャ」の射程を持ち、旧ソ連の核開発や福島第一原発事故の「その後」なども視野に置き実施する。

2. 研究の目的

核実験終了後から半世紀以上が経過し、マーシャル諸島の核実験被害補償制度はあるものの、補償を求める声がマーシャル諸島で止むことはない。そうしたなか、マーシャル諸島の米核実験補償をめぐる包括的

研究に取り組むなかで、被曝地の未来をどう拓いていけばいいのか、探求していくことが、本研究のねらいである。

補償とは何だろうか。広島・長崎の原爆被害者の補償問題を論じた経済学者の伊東壮が、狭義の補償だけでなく、被害者の現在の生活に対する「保障」、繰り返さない未来の証を築く「保証」も含めた「三つのほしょう」論 [伊東 1975] を打ち出したことに本研究は注目する。過去の償いとともに、現在の生活保障、さらに未来へ繰り返さない証にも目を向け、本研究は、マーシャル諸島の米核実験補償問題に迫っていく。

補償をめぐる先行研究では、マーシャル諸島が独立する1986年に、米国のマーシャル諸島政府に1億5千万ドルを支払ったことなど、断片的には紹介されている。しかし考察は十分なされておらず、マーシャル諸島の米核実験補償は包括的に論じられてはいない。

3. 研究の方法

本研究では、まず1986年に規定された補償制度の概要を押さえていく。しかし法律を押さえるだけでなく、ミクロな観点から補償をめぐる地域実態を掘り下げていく。

具体的には、(1)マーシャル諸島の現地フィールドワークを重ね、補償法は、マーシャル諸島でどのように運用され、機能し、どのような課題をもつのか、地域実態調査をおこなう。そのとき未来に向けて、現地の住民自身の内発的な動きにも注目し、調査を進めていく。

同時に(2)米政府の公式文書(以下、米公文書)を収集し、核実験補償に関わる、米政府の認識や政策的意図を読み解き、マクロな観点からの考察も加えていく。

くわえて、高橋博子(名古屋大学)氏と共に共同代表を務めるグローバルヒバクシャ研究会で培ってきたつながりを活かし、(3)旧ソ連や福島をはじめ、他の核被害地域との比較の観点を得ながら本研究は展開する。

以上を通じてミクロ、マクロ、比較の観点を得て、マーシャル諸島の米核実験被害の補償をめぐる包括的研究に取り込む。そのことを通じて、被曝地の未来をどう拓いていくのか、探求を深めていく。

本研究の期間では、核被害を受けた世界各地の地域を結び総合的に比較検討することはできないが、その礎を築く研究にもなる。

4. 研究成果

(1) マーシャル諸島の米核実験被害補償制度の特色と課題

マーシャル諸島は、米国を施政権者とする国連信託統治領から脱し、米国との自由連合協定を締結し、その下に1986年「独立」し

た。その自由連合協定第 177 項で、「米国政府はマーシャル諸島...の国民に、負うべき補償責任があることを受諾」した。核実験被害補償の詳細は、同 177 項の実施協定で規定された。

マーシャル諸島の核実験補償制度は、住民側の長年の要求があり、日本の被爆者援護法とは異なり、加害者である米国政府に 1 億 5000 万ドルを拠出し、確立されたものである。

補償制度の運用は、新たにマーシャル諸島で設立された「核被害補償法廷」(Nuclear Claim Tribunal) が、多くを担った。注目すべき点として、核被害補償法廷は、被曝と疾患との因果関係の立証を住民側に負わせることはしなかった。対象疾患を定め、その疾患に罹患すれば被曝との関連性を推定して補償対象にする方式が採られた。

核被害補償法廷はまた、個々人の疾患だけでなく、コミュニティへの社会的、文化的影響も核実験に伴う損害として認め、補償対象とした点は、また注目されよう。その財物損害賠償では、米環境保護庁の基準をもとに、年間 0.15 ミリシーベルト以上の追加被曝線量があった地域は、被被災地とみなした。

「核被害補償法廷」は、住民代理人を中心に、積極的に独自調査に取り組み、核被害を固定的にとらえず、核実験補償制度を確立してきた。しかし、核被害補償法廷は現在、補償金が底をつき機能不全に陥っている。

マーシャル諸島政府は、新たな核実験の補償措置を米政府に求めている。だが核実験被害は終わった問題との認識を米政府は崩していない。

米国がマーシャル諸島政府に、1 億 5000 万ドルを支払ったが、それは現在や過去のみならず、未来の核実験被害をも含む(実施協定

章)とされているからである。核実験の損害賠償請求は、すべて「完全決着」と法的にされた(実施協定 章 1 項)。

核被害地は 4 つの地域に固定化され、実験

補償は法的に「完全決着」とされ、米連邦裁判所への提訴という道も閉ざされた。ブラボー実験の爆心地から東南東 525 キロに位置するアイルック環礁や、同東南 470 キロに位置するリキエップ環礁をはじめ、米国が核被害を認定していない地域でも、重大な放射性降下物が及んだことは米公文書上で確認ができる。しかし、米政府ももちろんであるが、マーシャル諸島の核問題に迫る研究、報道、あるいは NGO の間でさえ、核被害未認定地域は、十分な関心が払われてきたとは到底言えない。

「終わりなき核被害」のなか、未認定地域にも目を向け、「完全決着」の壁をどう崩していくのかが、今マーシャル諸島の核実験補償問題の最たる課題である。

核被害補償法廷は、米政府が関与することなく、補償請求の審判が下される。米政府と独立した核被害補償法廷であったからこそ、被害者の救済が積極的に進められてきた面はある。他方、核実験を実施し、被曝を背負わせ放置した米政府の責任が、核被害補償法廷で真正面から米政府に問われることはなかった。裁判という形で米政府に訴える道も先述のように閉ざされている。

そうしたなか米政府は、核実験の実施そのものの正当化を今なお続けている。米政府にとって核実験補償とは、被害者への謝罪の証ではない。核実験場を提供し、かつ被曝データを提供したマーシャル諸島住民への感謝の印が、米政府にとっての核実験補償なのである。

(2) 被曝地の未来をどう拓くのか

被曝地の未来をどう拓いていくのか。「復興」や「再生」という言葉は、3 月 1 日の式典挨拶でも、またインタビューの中でも、マーシャル諸島の人びとからは聞かれない。

核被害地の未来を構想するとき、完全には克服できない核災害の不可逆性を念頭に置

く必要性を、マーシャル諸島の核災害の歴史と現況は教示している。

水爆「ブラボー」実験での被曝から3年後のロンゲラップの帰還措置やその後の医学追跡調査、さらに米大統領の安全宣言が取り消されたビキニの例が示すように、「安全」や「大丈夫」との言説が安易に語られ、住民の訴えに。米政府は真正面から向き合わなかった。そうしたなか「安全」の言説は、さらなる不安を住民に招き、未来の可能性を閉ざす暴力として働く場合があるのだ。核実験のその後に積み重ねられてきた歴史的なつけが今、帰還をめぐる問題をさらに複雑化させ、困難にしている。

被曝地の未来は、「復興」や「再生」を掲げて、「安全」宣言を出せば、実現するのではなくて、むしろ現実と乖離し、問題を複雑化させる可能性を、マーシャル諸島は教示しているのである。

「終わりなき核被害」を直視するならば、被曝地の未来を切り拓くのは、絶望的にも思えよう。しかし、「復興」や「再生」の推進ではなくて、核廃棄物誘致をしない、帰還しないという選択をマーシャル諸島の人びとが取ったように、これ以上被害を悪化させないため、何をしてはならないのかという、あえて待つ、やらないという、禁止則の発想を盛り込んで、被曝地の未来を構想していくという方向性が一つにあるのだ。

くわえて、福島原発震災の行方に重ねるならば、マーシャル諸島では、被曝が原因で自分たちの土地に住めなくなっても、土地がもつ機能を活かし、コミュニティの崩壊を防ぎ、コミュニティを未来につなげてきた歩みに、注目する必要がある。ビキニでもロンゲラップでも、土地に人が住んでいなくても、今なおそれぞれの自治体は機能し、首長と議員が選ばれ、国会議員も選出され、地域社会は機能している現実がある。それは「安全」や「復興」、あるいは「再生」というもので

はない。しかし、被曝地の未来は、終わりなき核被害のなかでも、住民自身で、切り拓いてきたと言えるのである。

(3) 「ニュークリア・ジャスティス」(Nuclear Justice)

マーシャル諸島の現地では、水爆「ブラボー」が爆発した3月1日は、核被害を思い起こし追悼するための国の公休日に指定され、“Nuclear Victims Remembrance Day”と呼ばれている。

2017年3月1日、首都マジュロで開催された記念式典でマーシャル諸島共和国大統領ヒルダ・ハイネは、次のように述べた。米核実験によって生じた「慰めることができない深い悲しみ、恐怖、怒り、それらは時が解決し得るものではない。適切な補償がなされず、残留放射能の汚染除去の問題に米国が対応する意思を示さないこと、そして、われわれの生命、海、土地に対する米核実験による終わりなき影響に真摯に向き合えない米国の姿勢は、問題をより深刻化させている (Heine 2017)。

マーシャル諸島では核実験が終了してから2018年で60年という時が経過した。しかし、核実験時に生み出された核被災は、核実験場とされたマーシャル諸島において、今日もなお時代を経ても終わることなく持ち越されているのである。核被災の永続性ととも、核実験のその後に、新たに付加される被害があることも忘れてはなるまい。

たとえば、核実験場とされたビキニとエニウエトクの人びとの移住先には、マーシャル諸島全体がそうであるが、住民の暮らしを脅かす新たな脅威が重なってきている。移住先の「私たちの島は沈むかもしれない」。2017年3月のビキニデーで、ビキニ選出の国会議員エルドン・ノートが演説で語った言葉である。移住先となっているエジット島は2014年に高潮と大潮に襲われ、キリ島は2015年

には島のほぼ全域が浸水し、住民は高台にある教会に避難をした。エニウェトク環礁では核廃棄物を埋めている「ルニット・ドーム」の浸水や破壊が、気候変動でより加速化されることが憂慮されている。

マーシャル諸島の人びとにとって核実験と気候変動は、別々の問題ではない。気候変動は、核の後始末をめぐる新たな難題を生じさせるものであり、核実験問題と連なる生存を揺るがす問題となっている。

核実験被害の永続性、その後も付加される被害、さらに不可視化される核被災があるなかで、核災害を受けた地域と人びとの未来をどう拓いていけばいいのだろうか。

マーシャル諸島でしばしば聞かれる言葉は「正義」(Justice)である。2017年3月1日は、式典とともに「核の遺産」をテーマにした国際会議が、マーシャル諸島政府主催で開催された。掲げられていたテーマは「正義への道」(Journey toward Justice)であった。ヒルダ・ハイネ大統領は、核被害をめぐるマーシャル諸島で繰り返された不正義を断ち切り、道義にかなった核問題の解決を求めて「核の正義」(Nuclear Justice)を求める姿勢を打ち出している。

(4) マーシャル諸島発「核ゼロ訴訟」 繰り返さない証を求めて

2014年4月、マーシャル諸島共和国は、米国を含む核保有9カ国を相手に、核拡散防止条約に定められている核軍縮義務に違反し続けていることを指摘し、核軍備の撤廃を求めてオランダ・ハーグにある国際司法裁判所(ICJ)に訴訟を起こす行動に出た。

この「核ゼロ訴訟」は、トニー・デブルム外相(当時)が主導し、国際反核法律家協会(IALANA)および核時代平和財団の国際NGOと連携して提訴した。トニー・デブルム外相は、水爆ブラボー実験の時はリキエツプ環礁におり、米政府は認めていないものの、

自分も被曝したとの思いをもっている。同訴訟は自らの体験を踏まえて、核被害を二度と繰り返さない証を世界に向けて、さらに未来世代に向けて、築こうとする積極的な動きなのである。

だが核ゼロ訴訟は、補償要求はしないことが明記されている。マーシャル諸島国内では、軍縮よりも核被害問題の対応に政府は優先して取り組むべきであり、自分たちの利益にはならないとの異論が聞かれる。

しかし、マーシャル諸島共和国政府が、自らの核実験被害の歴史を踏まえ、国際司法裁判所への提訴に踏み切ったことは、世界のニュースとなった。世界地図の砂粒のように周縁化されてきたマーシャル諸島の存在がクローズアップされ、米国の核実験場とされたマーシャル諸島が背負い続ける被曝問題にも、ある一定光が当たった。核ゼロ訴訟は、小国がかかえる「完全決着」とされている核被害補償問題を、埋もれさせずに、世界にアピールするものとして、ある一定機能したとも言えよう。

(5) 比較の視点を求めて：旧ソ連の核被災地の訪問調査

川野徳幸(広島大学)氏らと旧ソ連の核実験場であるセミパラチンスクを訪問調査する機会を得た。旧ソ連の核実験補償制度について調査を行い、論文を発表するとともに、マーシャル諸島との比較の視点を得た。

今中哲二(京都大学)氏らとウクライナを訪問する機会を得て、チェルノブイリの周辺地域を訪れるとともに、Ukraine-Japan Seminar on Lessons from Various Nuclear Disasters in the World に、参加し、研究報告を行った。またベラルーシで開催された International conference Chernobyl accident and society: 30 years after catastrophe に招聘され、研究報告を行った。それらを通じて、チェルノブイリ原発事故をめぐる経過と現状を学び、比較の視

点を得ることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

竹峰誠一郎 [2018] 「マーシャル諸島米核実験の『その後』 核災害からの『再生』・『復興』はあるのか」『KUR REPORT OF KYOTO UNIVERSITY RESEARCH REACTOR INSTITUTE』(京都大学原子炉実験所) 23、11-19 頁所収(招待有)

TAKEMINE, Seiichiro [2018] ‘Invisible Nuclear Catastrophe Consequences of the U.S. Atomic and Hydrogen Bomb Testings in the Marshall Islands: Focusing on the “Overlooked” Ailuk Atoll’ in Hiroshima Peace Science (Institute for Peace Science, Hiroshima University) 39, pp.43-68 (査読有)

竹峰誠一郎 [2016] 「マーシャル諸島の米核実験被害に対する補償制度」『環境と公害』(岩波書店) 46(2) 29-35 頁所収(招待有)

TAKEMINE, Seiichiro [2016] ‘Overlooked Invisible Victims of the U.S. Nuclear Testing in the Marshall Islands: Why were the local people exposed to radiation?’ in *Regional Ecological Challenges for Peace in Africa, the Middle East, Latin America and Asia Pacific*, Springer, pp. 125-136 (査読有)

竹峰誠一郎・川野徳幸・Talгат MULDAGALIYEV・Kazbek APSALIKOV [2016] 「旧ソ連核実験によるセミパラチンスク核被害者に対する社会的保護法の概要」『広島平和科学』 37、69-93 頁所収(査読有)

竹峰誠一郎 [2015] 「マーシャル諸島『核ゼロ訴訟』の挑戦」『世界』(岩波書店) 872号、192-199 頁所収(招待有)

竹峰誠一郎 [2015] 「『周辺』から眺める米核実験の歴史 マーシャル諸島住民の被曝を見据えて」『アメリカ史研究』(日本アメリカ史学会) 第38号、42-57 頁所収(査読有)

〔学会発表〕(計10件)

TAKEMINE, Seiichiro ‘Still Living with Nuclear Fallout in the Marshall Islands: Looking at the Fear of Climate Change,’ International Studies Association (ISA), Hong Kong, Jun 16, 2017.

竹峰誠一郎 「マーシャル諸島 米核実験のその後 『復興』・『再生』を問う」環境社会学会第55回大会、信州大学(松本市) 2017年6月3日

竹峰誠一郎 「マーシャル諸島原水爆実験地における避難者」法政大学サステイナビリティ研究所 原発事故被災地再生研究会、法政大学(市ヶ谷) 2017年3月22日

竹峰誠一郎 「太平洋マーシャル諸島における核実験補償制度」環境経済・政策学会、青山学院大学(青山) 2016年9月11日

Seiichiro, Takemine ‘US Nuclear Tests Compensation System in the Marshall Islands:

Focusing on Nuclear Claims Tribunal,’ Ukraine-Japan Seminar on Lessons from Various Nuclear Disasters in the World, Bratislava Hotel, Kyiv, Ukraine, Aug. 28, 2016

竹峰誠一郎 「解説 マーシャル諸島発『核兵器ゼロ訴訟』」日本平和学会 2015年度春季研究大会、部会開催校企画、広島・アステールプラザ、2015年7月

Seiichiro Takemine ‘Pursing a Method for Approaching Invisible Nuclear Disasters: From the Perspective of “Global-Hibakusha,”’ International conference Chernobyl accident and society: 30 years after catastrophe, Minsk, Belarus, April 15, 2016

竹峰誠一郎、Tempo Alfred、Rosania A. Bennett 「マーシャル諸島 米核実験被害<非認定>地域 「視野の外」に置かれてきた人びと」国際シンポジウム『ピキニ事件』61年 今みつめる 核被害の拡がり」明治学院大学(白金) 2015年2月

竹峰誠一郎 「『核なき世界』からこぼれ落ちるもの 米核実験場とされたマーシャル諸島からの問い」日本アメリカ史学会第10回(通算38回)年次大会、亜細亜大学、2014年9月

TAKEMINE, Seiichiro ‘Overlooked Invisible Victims of the US Nuclear Testing in the Marshall Islands,’ 25th International Peace Research Association General Conference, Commission: Ecology and Peace (Istanbul, Turkey), Aug. 2014.

〔図書〕(計1件)

竹峰誠一郎 『マーシャル諸島 終わりなき核被害を生きる』2015年3月、新泉社 [全443頁]

6. 研究組織

(1) 研究代表

竹峰 誠一郎 (TAKEMINE, Seiichiro)

明星大学・人文学部・准教授

研究者番号: 40523725